

JFAEL

ニュースレター

第24号

2019年3月28日発行
(四半期1回発行)

Japan Foundation for Accounting Education & Learning

Contents

- 一般財団法人 会計教育研修機構 (JFAEL) 情報 2
- 《企業経営と会計・監査シリーズ 第24回》～連載～ 4
「デジタル技術の監査での活用にあたって」
～辻 幸一 EY新日本有限責任監査法人 理事長～
- 《コーポレートガバナンスの最新事情 第2回》～連載～ 6
「グループガバナンスの課題と親子上場に関する考察」
～松田千恵子 首都大学東京大学院 経営学研究科 教授～
- 《IFRSワンポイント・レッスン 第13回》～連載～ 8
「IFRS新基準導入の実務IFRS第16号「リース」」
～坂口 和宏 富士通株式会社 財務経理本部経理部財務企画部 マネージャー～
- 《最新税務事例の解説 第13回》～連載～ 10
「平成31年度税制改正案(国際課税関係)について～所得相応基準の導入～」
～伊藤 雄二 税理士法人フェアコンサルティング パートナー、税理士～
- IFRS財団の最新活動情報 12
「IFRS財団アジア・オセアニアオフィスのテクニカル活動」
～田邊 紗緒里 IFRS財団アジア・オセアニアオフィス プラクティスフェロー～
- 「2019年度の事業計画」の概要 14
- JFAEL3つの事業の活動報告 16
- 2019年度セミナー開催プログラム概要 18
- JFAELセミナーのご案内(2019年4月～) 19

一般財団法人 会計教育研修機構 (JFAEL) 情報

(JFAELについて)

弊財団は、日本公認会計士協会が中心となり、経済界、学界、関係各界の協力を得て、2009年7月に設立された会計に係る教育財団です。

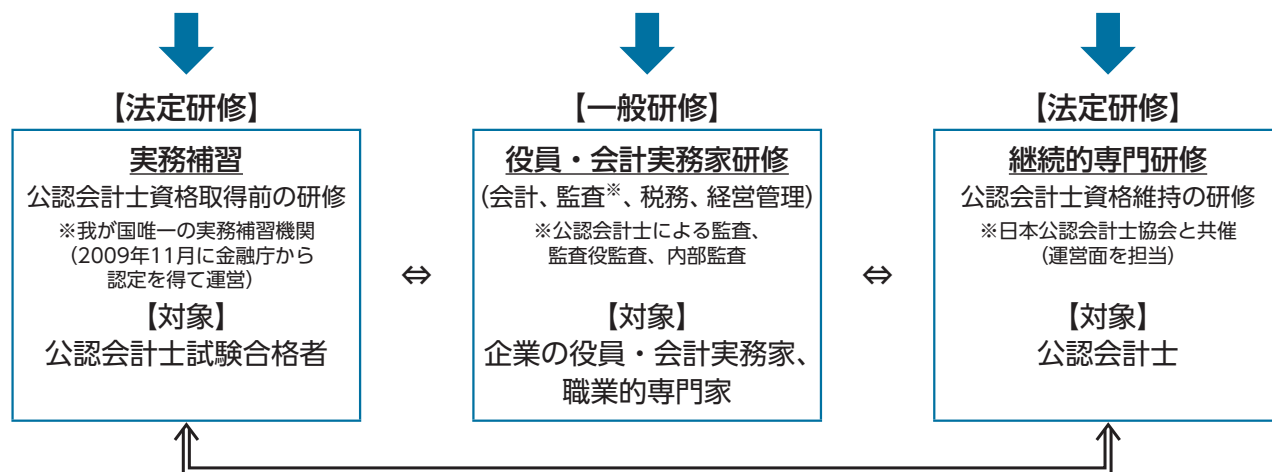
2018年3月に定款改正を行い、広く会計、監査及び税務に関心を有する者のニーズを踏まえた教育研修プログラムを提供し、専門知識や専門的技能の向上を実現し、我が国の会計人材の育成、会計リテラシーの向上に貢献することを目的としています。事業としては、会計実務に携わる者や取締役、監査役等の役員のための教育研修を行う「役員・会計実務家研修」と、公認会計士試験合格者のための法定研修を行う「実務補習」、公認会計士のための法定研修を行う「継続的専門研修」という3つの事業を行っています。

また、IFRSの任意適用企業が増加しつつある中、2013年11月にIFRS教育・研修委員会を設置し、関係諸団体の協力を得て、今後の我が国におけるIFRS教育・研修のあり方を検討し、関係者に働きかけを行うとともに、弊財団としての取組みを推進しています。

このように、弊財団は、関係者の協力のもと、オール・ジャパンとしての会計教育財団を目指して教育研修の機会を提供しています。

【目的】

会計、監査及び税務に関心を有する者の専門知識、専門的技能の向上を実現し、我が国の会計人材の育成、会計リテラシーの向上に貢献



(事業)

	実務補習	役員・会計実務家研修	継続的専門研修(CPE)
開催目的	公認会計士試験合格者の資質向上	会計、監査、税務、経営管理の知識向上	公認会計士としての資質の維持向上
開催場所	東京(含む8支所)、東海 近畿、九州	東京、名古屋、大阪、 福岡、札幌、神戸、仙台など	全国の約30カ所の会場

「デジタル技術の監査での 活用にあたって」

EY新日本有限責任監査法人 理事長 辻 幸一



I. はじめに

近年のデジタル技術の進化は、企業環境そして監査人をめぐる環境に著しい変化をもたらそうとしている。クライアントのビジネスは多様化、複雑化する一方であり、クライアントにおけるデジタル技術の利用も広がってきている。そのような中、社会からの期待に応えるべく、監査の在り方も大きな変質を迫られている。監査人はこの数年、監査法人のガバナンスコードへの対応をしてきており、また、この先ではKAMという大きな変革が迫っている。デジタル技術の活用も同列の課題と考えてよいであろう。すなわち、ガバナンスコードは監査法人の組織体制の適正化、KAMは監査の透明性確保およびステークホルダーとのコミュニケーション、そして、デジタル技術の活用は監査の高付加価値化と効率性の要請から監査実務の在り方の変革を監査人に迫っている。デジタル技術の活用は、監査人に何をもたらすのか。監査人はどう向き合い、どう対処すべきなのか。本稿では、私見を交えて考察したい。

II. デジタル技術の活用が監査にもたらすもの

デジタル技術の活用は、監査人にとって抱える課題を劇的に解決する起爆剤になりえるものである。また、財務諸表の信頼性を第三者として担保するという監査人の本来的機能の強化とともに、新たな価値を付与しようとしている。

(1) 監査保証への影響

デジタル技術の活用場面においてよく引用される「継続的監査」では、仕訳の誤謬をリアルタイムで指摘できたり、後々問題になりそうな仕訳や取引が観察されたりした場合は、早期にクライアントと議論してリスクを

軽減するといった効果が得られる可能性があると言われている。あるいは、大量データに基づいた監査人の分析結果が結果的にクライアントに内在する特定リスクを抽出することになり、クライアントの把握していなかったビジネスリスクを低減することに資する場面も想定される。デジタル技術の活用は、監査保証の質を高め、変質させ、そして、監査人に新たな価値を提供する機会を与えようとしている。

(2) 監査作業の効率化

監査人は、クライアントの膨大なデータを処理するための膨大な作業を求められている。デジタル技術の活用は、監査人に監査業務の効率化という便益をもたらすであろう。従来、人手に頼っていた監査作業のうち一部は、RPA導入によりシステムへ代替され、また、大量のデータの可視化、統計的な手法を用いることによる実証手続の簡略化は、監査作業自体の削減を可能にする。監査作業の効率化は、監査人が高度な判断業務等の本来業務に費やす時間を増加させるという便益をもたらしてくれる。

III. 公益目線での取り組み

デジタル技術の活用は、反面、クライアント側に一定の負担を強いる可能性がある。すなわち、クライアントに膨大なデータの提供を依頼することが必要になったり、「継続的監査」の中では、日次レベルの仕訳データの提供を受けることが必要になったりするなど、並行してもたらされる多大な負担をクライアントに強いる可能性がある。

勿論、前述の通り、デジタル技術の活用が、監査人の本来的機能の向上をもたらそうとしているわけであるから、監査人は、この点に関するクライアントの理解を深めるべくしっか

りとコミュニケーションすべきであり、その理解を得ていくということが本筋であろう。

しかし、クライアントからすれば、負担に見合う直接的な便益を享受できなければ、積極的に監査人に歩調を合わせて、追加コストの負担を甘受するというにはならない可能性もある。システム開発時点における配慮等を含め、クライアントも直接的便益を共有できるような取り組みが大切であろう。その成否は監査人によるデジタル技術の活用のスピード感に大きな影響を与えることは間違いがない。

デジタル技術の監査への適用の成否が各ファームの競争力に直結する可能性があることから、監査人は個々にこれに取り組んでいくことになるであろう。各監査人は帰属するグローバルネットワークと連携しつつ、この分野への物的人的投資を引き続き行っている。その一方で、言語や、わが国固有の商慣習その他の問題を鑑みると、規模の利益の観点あるいは、クライアント目線から、業界として一体的に取り組むべきものがある可能性が否定できない。残高確認作業の共同化の事例に見られるように、今後、デジタル技術の活用をする中で、何を個別の監査人が、そして、何を業界として取り組むべきなのかを吟味する必要もあると考える。

IV. 求められる人材

デジタル化時代においては、利用されているデジタル技術そのものに関する監査人の見識が不可欠である。また、監査人には、データアナリティクス手法を駆使するために、最新のデジタル技術、統計的分析手法を活用する術が求められることは言うまでもない。監査チームにデジタル分野の専門家の関わる割合が高まっていくことは間違いなく、監査チームは益々、多様な知見を有する多様な人材から構成されていくようになる。

監査人によるデジタル技術分野の投資の規模は大きくなってきており、当該分野への投資をグローバルに行う必要性も増してきている。その開発段階、実用化段階、利用段階における英語でのコミュニケーション力も大切になってきているように見える。

監査実務がデジタル技術に代替されていく

のであれば、デジタル技術ではカバーできない、人だからこそ提供できる卓越した知見の必要性も増してくるであろう。また、英語での対話を含めた、内外での十分なコミュニケーションを通じ、クライアントのニーズやデジタルを含めたビジネス環境を理解し、未知の問題への洞察力や、多様な人材から構成されるチームを束ねるリーダーシップを発揮することも監査人に益々期待されてくるであろう。

監査実務はデジタル技術で代替され、公認会計士の職域は大幅に減少するという見解もあるが、デジタル化がどれだけ進展しても、監査において最終的な判断を下すのは人間である公認会計士である。データから不正や誤謬などの監査上のリスクを読み取れるかどうかは、会計士の経験やスキル、クライアントとのコミュニケーション力といった「会計士の質」にかかってくる。人材育成という観点からは、デジタルリテラシーやコミュニケーション力の向上を目的とした人材教育が大切になることはいうまでもないが、会計プロフェッショナルとは何かという再定義をするとともに、会計士自身のプロフェッショナルとしての自覚を促し、クライアントなどの外部にも認知していただくための努力も欠かせない。企業は人が動かしているという事実は将来にわたって変わることはないことから、監査はその人の動きを検証する作業である。人が主体となる実態は変わらないと考える。

V. 未来の監査に向けて

社会そして経済のグローバル化、デジタル化の大きなうねりの中で、監査実務あるいは監査現場の在り様はすでに大きく変化を遂げつつある。デジタル技術の活用と卓越した知見に基づく保証業務を提供し、ステークホルダーに高い付加価値を与えていくという監査人に求められる使命は変わることはない。

監査人によるデジタル技術の活用を円滑に進めるために、公益目線での取り組みを欠かすことはできない。会計士は、プロフェッショナルとして、高いモラルとモチベーションを持ち、時代の流れに順応しつつ、社会に貢献していかなければならない。

「グループガバナンスの課題と 親子上場に関する考察」

首都大学東京大学院 経営学研究科 教授 松田 千恵子



親子上場企業に新たな指針

今回扱うのは「親子上場」の問題です。先般、こんな記事が出ました。「政府は株式市場に親子上場している企業グループの利益相反を抑える仕組みを作る。新たな指針を策定し、子会社の取締役会で独立した社外取締役の比率を高めるよう求める一方、親会社には親子上場を維持する合理的な理由を開示させる」¹。親子上場に象徴されるグループ・ガバナンスの問題はとても重要です。コーポレートガバナンス・コード(CGC)上では明示的に採り上げていないものの、CGC第一章の趣旨である「実質的な少数株主の保護」や、改訂で付け加わった「事業ポートフォリオマネジメントの充実」という観点からもそのことは明らかでしょう。また、最近の幾つかの事例は、親子上場問題を再燃させる契機となったと言えます。

「親子上場」問題再燃の契機

具体的事例として筆頭に挙げられるのは、ルノーと日産の問題でしょう。国をまたいだ立派な「親子上場」です。この“アライアンス”の帰趨は未だ明らかではありませんが、単に株式数での勝負ということになれば、日産株式の43%を持つ多数株主であるルノーがその意を通すことができるのは明らかです。日産の少数株主との利害対立も生じかねません。ソフトバンクの上場も物議を醸しました。

親会社の資金調達のために子会社の少数株主の利益が損なわれるのでは²との批判が起こったのは記憶に新しいところです。

この他にも巨艦企業グループであるNTTや日立製作所グループ、数社同時上場で話題になったJPグループ、はたまた世間を賑わしたRIZAPグループなど、親子上場形態を取る企業グループの話題には事欠きません。

こうした「親子上場」に対し、投資家は批判的です。親会社が多数株主である子会社が上場している場合、多数株主と少数株主の利害は対立することがあります。親会社は子会社に対する情報を多く保有していますし、いざとなれば言うことを聞かせることもできるでしょうから、少数株主は不利な立場に置かれます。

親会社の経営上の問題点も指摘されます。上場子会社がグループの企業価値に大きく貢献しているならば少数株主への利益流出が問題になりますし、逆の場合にはなぜ子会社株式を持ち続けているのかということになります。少数株主がいれば株主代表訴訟等のリスクも高まります。このように、親子上場とは、多数株主と少数株主の利害相反が問題になる典型例といえます。投資家から見ればこうした取引は問題外でしょう。批判を受けて、日本における親子上場数は、2006年度の417社から、2018年3月末には263社と11年連続で減っています³。

1 2019/2/26日本経済新聞。同記事では「政府は未来投資会議(議長・安倍晋三首相)で議論を始め、今夏の成長戦略に具体策を盛り。経済産業省が企業統治(ガバナンス)の実務指針(ガイドライン)を整備する方針」とされています。

2 かねてから投資会社宣言をしてきた孫社長は、世界的な規模でベンチャー投資などを進める持株会社としてのソフトバンクグループを親会社とし、その傘下に国内携帯電話事業を営むソフトバンクを置き、後者を上場させました。この狙いは、前者で必要となる投資資金を、後者を市場に売却することで獲得しようということだと考えられ、上場子会社の少数株主の利害を損ねる可能性が指摘されました。

3 西山賢吾「11年連続で純減した親子上場」野村資本市場研究所、2018年

一筋縄ではいかない親子上場問題

ここまで問題が明白ならば、CGCに記載されても不思議ではないのですが、触れられていないのは巨大グループへの配慮かもしれませんし、敢えて名指しせずとも、株式市場の監督に任せれば十分ということかもしれません。親会社は株式保有の意義についてはいずれにせよ問われるでしょうし、子会社は少数株主への配慮や事業上の影響、財務上の制約などを指摘されるでしょう。法律でうるさく規制しなくても、市場原理に任せれば良いことにも見えます。少数株主の権利を害する可能性のある取引は他にもMBOなど色々ありますが、それらが既存株主の意図に反して利益を突然害されるという性質を持つのに対し、親子上場の場合には、子会社の少数株主ははじめから親会社の存在を分かって株を買っているからです。それもあって民主党政権下で一時期検討された親子上場禁止法案などは日の目を見なかったのでしょう。

何を以て親子上場とするかも実は結構難しい問題です。多数株主と少数株主の利害相反の可能性というだけであれば、投資ファンドが多数株主となって上場を維持している企業も多くあります。ソフトバンクグループのように、事業会社が限りなく投資会社化していった場合、投資ファンドと何が違うのかということにもなりかねません。親会社だとは名乗らずとも、結構な株式を保有する事業会社もあります。また、幾ら日本政府が規制を強めたところで、ルノーのような外国企業には規制の効力は及びません。また、実は上場子会社の方が独立企業よりも業績が良い⁴、或いはイノベーションに貢献している⁵などといった研究結果もあります。こうなってくると悩ましいですね。ただ、いずれにせよ親子上場企業は、「物言う株主」の批判や注目を浴びやすいこと、それに対処するためにもコーポレートガバナンスに関して一層の注意を払わなければならないことは肝に銘じる必要があるでしょう。今回の指針策定は、それを明示したようにも見えます。

完全子会社化後に起こり得る状況

親子上場について、親と子それぞれの観点からもうひとつずつ触れておきたいと思います。親会社にとっては、グループ連結経営が当たり前になった今日、子会社の監督義務は当然に生じます。一方、子会社の独立性が強ければ、そこにはプロパーの社長がいて、独自の取締役会があり、社外取締役も当然にいるわけです。それらの独立性は当然尊重しなければなりません。逆もあり得ます。子会社は親会社べったりで、トップはいつも親会社からの落下傘、取締役会は形式ばかり、というケースです。従って、子会社の監督と言っても一律にはいかない難しさがあります。

もうひとつは子会社側の観点です。親子上場への批判から、多くの企業が子会社の上場を廃止し、完全子会社化を行いました。資本市場的には経済合理性に適う判断です。さて、その結果どうなったでしょう。非上場となり数字は定かではありませんが、業績はともかく何か元気を失ってしまった企業が多いようにも思われます。これまでは上場会社という緊張感もあり、色々な株主と対峙したり、時には親会社にも口答えしてみたりとやんちゃにやっていたのに、親会社が100%株主になってしまうとひたすら親会社の言うことを聞くしかありません。外部への窓がひとつ閉ざされたような感じになるのかもしれない。株主も含めた利害関係者との適切な関係性の維持というのは、企業の健全性、活発性の維持においても非常に重要なものなのでしょう。

【筆者略歴】

金融機関、格付アナリスト、国内外戦略コンサルティングファームパートナーを経て2011年より現職。公的機関の経営委員、上場企業の社外取締役、監査役を務める。筑波大学院企業研究科博士後期課程修了。博士(経営学)。近刊に「ESG 経営を強くするコーポレートガバナンスの実践」(日経BP社)。

4 宮島英昭『日本の企業統治』東洋経済出版社、2011年

5 藤田勉「注目すべき親子上場のインキュベーション機能」月刊資本市場、2018年

「IFRS新基準導入の実務 IFRS第16号「リース」」

富士通株式会社 財務経理本部経理部財務企画部 マネージャー
ASBJ 収益認識専門委員会専門委員・IFRS適用課題対応専門委員会 専門委員

坂口 和宏



～ワンポイント～

IFRS第16号では、取引形態がリースであるか否かに関わらず、一定の要件を満たした場合は当該取引を実質的なリースとして会計処理することが求められる。適用の前提条件として、会社の取引を網羅的に把握することが不可欠である。

今回は、そのうち、リース取引の網羅的な把握とオンバランスする金額の基礎となるリース期間の決定の2点について、会社として何を検討すべきかを考える。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であること、また、紙幅の関係から基準の記載を簡略化している場合があるため正確な理解のためには原文を参照していただきたいことをあらかじめ申し添える。

1. リース取引の網羅的な把握

IFRS第16号では、以下の要件をすべて満たす場合、借手は契約における資産の使用を支配し、当該契約がリース又はリースを含んだものであると判定される。

- 契約に特定された資産がある
- 借手が、使用期間全体を通じて、当該資産の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有している
- 借手が、使用期間全体を通じて、当該資産の使用を指図する権利を有している

言い換えれば、契約の形式がリースでなくても、上記要件を満たした場合は実質的なリースとしてIFRS第16号を適用することとなる。これはつまり、契約書上にリースや賃貸借と記載された取引を集めてきて、それらに対してIFRS第16号の認識や測定を検討を行うだけでは、対象範囲として十分でない可能

性があるということである。しかしながら、会社が行うすべての商取引を洗い出すのは現実的に不可能であるため、会社が何かを賃借している取引や名目上は賃借契約ではないものの会社として資産の使用を伴う取引をあらかじめ特定した上で、それらがIFRS第16号におけるリースに該当するかという検討を行うことになると思われる。

会社の業種や業態にもよるが、一般的には、オフィス、倉庫、工場、寮・社宅、店舗、駐車場、製造・研究設備、車両、複合機、什器、給茶機、分煙機などの賃借がIFRS第16号におけるリースに該当する可能性がある。これらに加えて、会社が何らかのサービスを受ける取引も検討対象とする。例えば、自社システムの運用保守を外部業者に委託している場合、一見すると会社としてサービスを受けているだけであるが、外部業者のサイトに自社専用の機器が置かれ(資産が特定され)、それが自社のためのみ使われ(便益のほとんどすべてを得て)、当該機器をどのように使うかを会社が指示できる(使用を指図する権利がある)場合、当該機器をリースとみなして、運用保守契約から切り出して会計処理しなければならない可能性がある。

社内の影響調査を行うにあたっては、上記のような点を調査マニュアルに明記した上で、検討漏れが生じないように留意する。また、一度対象範囲の確認を行っても、会社の商

取引は日々増加する上に契約内容も一定ではないため、経理部門や購買部門などへリース判定チェックリストを提供するなど継続的な啓蒙活動が必要となると思われる。

前回触れたように、IFRS第16号の適用にあたっては一般的な金額的重要性や短期・少額リースの規定を使えるため、識別されたリースのすべてをオンバランスする必要はないが、適用の前提条件として、会社の取引を網羅的に把握することが不可欠であると考えられる。

2. リース期間の決定

契約書におけるリース期間と、IFRS第16号におけるリース期間とは必ずしも一致しない。IFRS第16号におけるリース期間は、「リースの解約不能期間」に「リースを延長するオプションの対象期間」と「リースを解約するオプションの対象期間」の両方を加えたものである、とされている。借手がこれらのオプションを行使する又は行使しないことが合理的に確実である場合にリース期間に加えることとなる。言い換えれば、会社としてリース物件をどのくらい長く使うかを考慮し、その期間を財務諸表に反映しなければならないということである。この点、IFRS第16号では絶対的な指針はないため、自社の実態に合った考え方を整理しなければならない。

リース期間の決定にあたって、例えば、契約条件という観点からは、市場レートよりも優遇された条件で契約更新できる場合や、代替物件を探して引っ越すといったリースの解約に係るコストが多額と見込まれる場合は、会社として当該リース物件を長く使う経済的インセンティブが存在すると言えるかもしれない。また、リース物件に対して重要な内部造作を施した場合は、その投資回収が終わるまでは当該リース物件を使い続けるかもしれない。さらに、契約を締結する前に経営会議などで投資回収期間を機関決定している場合は、その期間が会社として当該物件を合理的に確実に使用する期間と言えるかもしれない。このように、個々の契約の実態に合わせて会計

上のリース期間を設定する必要がある。

しかし、契約ごとに個別に判断していくと、担当者によって判断がばらつき、会社の経理処理の一貫性が保たれなくなる。そこで、会社として共通の判定基準を設け、それをフローチャートなどに落とし込んだ上で運用していくことによって、整合性を確保することが考えられる。上述のようにリース期間は原則としてオプションの対象期間を含めて見積もる必要があるが、無数にあるリース取引すべてについて見積りを行うことが実務上困難であれば、一定の閾値を超える重要なリース案件については個別に見積りを行い、それ以外の案件については一律契約期間(解約不能期間)を会計上のリース期間とみなすなどのアプローチも考えられる。もちろん、その場合は、それ以外の案件に金額的重要性がないことを証明しなければならない。

IFRS第16号に限った話ではないが、会計基準の要求事項の一言一句をすべての取引について適用することは、現実的に難しいか、仮に可能であったとしても費用対効果の観点から見合わないと思われる。財務諸表の適正性を確保し、利用者の投資判断のために有用な情報を提供することは大前提であるが、その担保がなされるのであれば、会計基準の適用とそれに係るコストとのバランスを取ることも検討すべきであると考えられる。

今回は、リース負債の再測定を中心に、会社として検討すべき事項を取り上げる予定である。

【筆者略歴】

1997年富士通入社。海外子会社の事業管理を経て、2002年から2005年まで米国駐在。帰国後、IFRS推進室にて全社IFRS適用プロジェクトに従事。2010年企業会計基準委員会(ASBJ)へ出向。2012年英国の国際会計基準審議会(IASB)へ出向し、主にIFRS解釈指針委員会の案件を担当。現在、財務会計制度全般(法令開示やグループ・ファイナンス・ポリシーの運用など)に従事。

「平成31年度税制改正案(国際課税関係) について～所得相応性基準の導入～」

税理士法人フェアコンサルティング パートナー、税理士

伊藤 雄二



はじめに

平成31年度税制改正案における国際課税関連の改正項目のうち、特に実務に大きなインパクトを与える可能性のあるものとして、所得相応性基準の導入が挙げられます。そこで、本稿では、平成31年度改正税制大綱をベースにこの改正の背景を説明し、我が国が無形資産の海外移転に対する課税に当たりどのように対処しようとしているのかについて理解を深めていただきたいと思います。

1. 改正の背景

無形資産には物理的な形があるわけではなく、その点で企業間での無形資産の移転は容易です。問題はその移転価格の算定が非常に困難なことであり、そのことを奇貨として、たとえば、内国法人が、自らが開発中の無形資産をわが国よりも税負担の少ない国に存在する関連者に対して安い価格で譲渡することにより、その無形資産が近い将来創出することになるものと見込まれる利益を不当にその関連者に移転してしまうことも考えられます。現実には、これまで、主として、欧米のグローバル企業のグループ内で無形資産の移転が企画され、その結果、無形資産に係るDEMPE機能(無形資産の開発=Development、改良=Enhancement、維持=Maintenance、保護=Protection及び活用=Exploitation)を果たし、それに関するリスクを負担してきた企業において本来生じるべきであった収益のほとんどが、DEMPE機能を何ら果たさずリスクも負担していない企業において生じるという、租税回避行為が積極的に行われてきました。

そして、そういった取引が、まさに、価値が創造された場所(国)において適切な課税がなされないということを問題視するBEPS(=税源浸食及び利益移転=Base Erosion and Profit Shifting)プロジェクトの規制の対象と

なったのです。

2. 平成31年度税制改正の大綱における無形資産関連の記述とそれに対するコメント

(1) 移転価格税制の対象となる無形資産の定義

移転価格税制の対象となる無形資産は、法人が有する資産のうち、有形資産及び金融資産(現金、預金、有価証券等)以外の資産で、独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って譲渡・貸付け等が行われるとした場合に対価の支払が行われるべきものとする。

これまで、移転価格税制において無形資産の定義は規定されていませんでしたが、今回新たに、有形資産及び金融資産(現金、預金、有価証券等)以外の資産であるとの定義が置かれます。

(2) 新たな独立企業間価格の算定方法としてのディスカウント・キャッシュ・フロー法(DCF法)

独立企業間価格の算定方法(以下「価格算定方法」という。)として、OECD移転価格ガイドラインにおいて比較対象取引が特定できない無形資産取引等に対する価格算定方法として有用性が認められているディスカウント・キャッシュ・フロー法(DCF法)を加える。これに伴い、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類の提出等がない場合の推定課税における価格算定方法に、国税当局の当該職員が国外 関連取引の時に知り得る状態にあった情報を基にしてDCF法により算定した金額を独立企業間価格とする方法を加える。

今回の税制改正では、まず、比較対象取引が特定できない無形資産取引等の独立企業間価格の算定方法として、新たにディスカウント・キャッシュ・フロー法(DCF法)が付け加えられることになっています。ユニークであるが故に超過利潤を生じさせる無形資産の場合、これと比較できる無形資産に関する取引を特定することは一般的に極めて困難ですので、これからDCF法が活用される機会はそれなりに増えていくものと予想されます。

(3) 所得相応性基準の導入(評価困難な無形資

産に係る取引(特定無形資産取引)に係る 価格調整措置)

評価困難な特定無形資産に係る取引(以下「特定無形資産取引」という。)に係る独立企業間価格の算定の基礎となる予測と結果が相違した場合には、税務署長は、当該特定無形資産取引に係る結果及びその相違の原因となった事由の発生の可能性を勘案して、当該特定無形資産取引に係る最適な価格算定方法により算定した金額を独立企業間価格とみなして更正等を行うことができることとする。ただし、上記により算定した金額と当初取引価格との相違が20%を超えていない場合は、この限りでない。

①特定無形資産

上記の「特定無形資産」とは、次に掲げる要件の全てを満たす無形資産をいう。

- イ 独自性があり重要な価値を有するものであること。
- ロ 予測収益等の額を基礎として独立企業間価格を算定するものであること。
- ハ 独立企業間価格の算定の基礎となる予測が不確実であると認められるものであること。

所得相応性基準の導入に関し、評価の困難な無形資産無形について、OECD移転価格ガイドライン・パラ6.186は、「無形資産の評価に関連する事態の進展や出来事は、多くの場合、その無形資産が開発され、又は使用される事業環境と強く関係している。従って、どのような事態の進展や出来事に関連性があるのか、また、そのような進展や出来事の発生や推移が予見しうるものであったかどうか、あるいは、合理的に予見可能であったかどうかについての評価には、その無形資産が開発され、又は使用される事業環境に対する特別の知識、専門性や洞察が求められる。納税者は、無形資産の価値に係る事前の予測(ex ante)と事後の結果(ex post)の相違は、予想以上の好結果に起因すると主張するかもしれないが、そのような納税者の主張を検証しようとする税務当局は、納税者からもたらされる知見や情報に依存している。このような税務当局と納税者間の情報の非対称性が移転価格リスクをもたらす。」とコメントしています。

すなわち、無形資産の評価には、その無形資産が関連する事業自体の的確な評価が必要とされるところ、税務当局は、その評価に当たって事実上納税者の保有する情報に依存せざるを得ない状況にあるわけです。このため、課税当局は、限られた調査期間内で納税者から入手し得た情報のみに基づいて課税を行わなければならないと、常に的確な判断がなされるとは限りません。本改正では、このような背景の下、税務署長に一定の条件の下で権限を与えるものとなっています。つまり、税務署長は、特定無形資産取引に係る結果及びその相違の

原因となった事由の発生の可能性を勘案して、その特定無形資産取引に係る最適な価格算定方法により算定した金額を独立企業間価格とみなして更正等を行うことができることとされます。これは、所得相応性基準と呼ばれる基準を反映した規定です。

所得相応性基準は、取引時点でその適正な取引価格を評価することが困難な無形資産(Hard To-Value Intangibles : HTVI)の譲渡に当たり、その譲渡時点の予測値と一定期間経過後の実績値の間に一定以上の乖離がある場合、実績値に基づいて無形資産の譲渡価格(独立企業間価格)を算定し、当初の取引価格を修正する手法です。ただし、このような「後知恵」的手法の適用を無制限に税務当局に認める訳にもいかないことから、改正案では、独立企業間価格と当初取引価格との相違が20%を超えていない場合は、修正は行われないうことになっています。

3. 今後の実務への影響(私見)

DCF法は、今後、比較対象取引が特定できない無形資産取引等や評価の困難な無形資産を対象とする取引における独立企業間価格の算定方法として欠かせないものになると考えられます。今回の改正案は、この点を踏まえ、所得相応性基準の導入に併せ、DCF法を独立企業間価格の算定方法とすることを予定しています。ところで、租税法上、DCF法の定義がないことから、この規定の導入当初においては、これまで実務界で用いられてきた様々なヴァリエーションのDCF法に基づいて無形資産が評価されることになるものと予想されるところであり、それ故に執行現場に混乱が生じる恐れがあります。このため、実務家による研究、課税当局による関連通達や事務運営指針の整備が進むまでは、所得相応性基準は個別の事案に対して抑制的に適用されるものと想定しています。

【筆者略歴】

東京国税局調査部において調査部調査審理課主査、国際税務専門官及び移転価格担当課長補佐を経験。また、国税庁では、海外取引調査担当主査として国際課税の執行に係る企画・立案を担当。税務大学校研究部教授を最後に退官。現在は、税理士として移転価格課税等の国際課税案件を中心に担当。

「IFRS財団アジア・オセアニア オフィスのテクニカル活動」

IFRS財団アジア・オセアニアオフィス プラクティスフェロー 田邊 紗緒里



1. はじめに

前回に引き続き、アジア・オセアニアオフィス(当オフィス)にて取り組んでいるIFRS基準設定活動(テクニカル活動)を紹介する。当オフィスメンバーは、国際会計基準審議会(IASB)のテクニカルスタッフとして、ロンドン本部と連携しながらテクニカル活動に参画している。今回は、「概念フレームワークへの参照の更新—IFRS第3号の修正」(*Updating a reference to the Conceptual Framework—Amendments to IFRS 3*)プロジェクト(当プロジェクト)を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

2. プロジェクトの歴史・背景・意義

IASBでは長らく「財務報告に関する概念フレームワーク」(概念フレームワーク)の修正作業を進めてきたが、ついに2018年3月、修正版概念フレームワーク(2018年版概念フレームワーク)が公表された。同時に、幾つかのIFRS基準には旧来の概念フレームワーク¹を参照している箇所があり、その参照先を2018年版概念フレームワークへ置き換えるための修正案も検討されてきた。その結果、ほとんどの参照箇所は2018年版概念フレームワークへ更新されることとなった²。しかし、IFRS第3号「企業結合」内の参照に関しては、その検討過程で、単純な置き換えでは不都合が生じる可能性が認識されていたため、より詳細な分析を要するとして、IASBは更新を保留した。当プロジェクトは、保留された当該参照を2018年版概念フレームワークへ問題なく更新する方法を検討することを目的として発足

し、当オフィスが請け負うこととなった。

3. 議論の詳細

▶ 問題の所在

IFRS第3号には、第11項に1989年版フレームワークを参照する規定があり、企業結合で認識する資産・負債の認識要件として、“1989年版フレームワークにおける資産と負債の定義を満たすこと”を要求している。2018年版概念フレームワークにおいて、資産と負債の定義が変更され(2010年版概念フレームワークは1989年版フレームワークの定義を引き継いでいる)、定義を支える概念も新たに示された。当該変更により、IFRS第3号第11項の1989年版フレームワークの定義を単純に2018年版概念フレームワークへ置き換えた場合、企業結合で認識する資産・負債の範囲が従来より拡大する可能性があるとされている。

仮に、企業結合時に認識した全ての資産・負債がその後も継続して認識要件を満たすならば、単純な更新でも問題はないかもしれない。しかし、企業結合後、取得企業は、企業結合で認識した資産・負債にそれぞれの項目に該当する他のIFRS基準を適用することになる。多くの既存のIFRS基準は旧来の概念フレームワークを基礎に開発されてきたため、新たな概念フレームワークで示された定義や概念と不整合な点があるかもしれない。企業結合時に認識要件を満たした資産・負債であっても、その他の基準を適用すると認識要件を満たさないケースが考えられる。この場合、取得企業は、企業結合時にIFRS第3号(=2018年版概念フレームワーク)を適用して認識した資産・負債でも、その直後にその他のIFRS基準を適

用した結果、認識を中止しなければならず、取得企業の経済活動に関係のない損益が発生してしまうことになる。

▶ 問題が生じうる項目の特定

参照の更新により当該問題が発生するのを避けるために、まずは、当該問題が生じる可能性のある項目を特定することになった。IASB及び検討チームは、IASBの諮問機関である会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)や複数の監査法人へ、各組織内ですでに識別している項目がないか、情報の提供を依頼した。その結果、IASBで元から識別していた賦課金のほか、偶発資産、偶発負債、固定資産、等いくつかの項目が寄せられた。これら一つ一つを検討していき、最終的に、IFRIC第21号「賦課金」の賦課金、及びIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の賦課金に類似する性質を持つ債務(賦課金等)のみを当プロジェクトの検討対象とする結論に至った。

▶ IAS第37号(IFRIC第21号を含む)と2018年版概念フレームワークとの不整合

IFRIC第21号は、IAS第37号の解釈指針である。IFRIC第21号及びIAS第37号の認識要件を満たすタイミングよりも、2018年版概念フレームワークの負債の定義を満たすタイミングの方が早いというのが大方の見解であった。IFRS第3号の概念フレームワークへの参照をそのまま更新すると、2018年版概念フレームワークの資産または負債の定義を満たすことが企業結合時の資産・負債の認識要件になる。そのため、IFRIC第21号またはIAS第37号の認識要件を満たす前の賦課金等に関して、企業結合時にはIFRS第3号(=2018年版概念フレームワークの解釈)を適用して負債を認識し、その後、IFRIC第21号またはIAS第37号を適用して、認識したばかりの負債の認識を中止するというケースが生じうると考えられる。

▶ 解決策の選定

問題の項目を特定できたので、次に、当該問題の解決方法を模索した。再度ASAFのメンバーに意見を求めながら、複数のアプローチを検討・議論した。その結果、IASBは、「参照の更新と同時に、企業結合時の賦課金の認識には、IFRS第3号の認識原則ではなくIFRIC第21号を適用することを要求する例外規定をIFRS第3号に設ける」というアプローチを採用した。当アプローチにより、現行の会計処理に何の変更を生じさせることなく、参照を更新することが可能である。

その後、最後に残った幾つかの細かな論点を整理して、IASB会議での審議を終えた。

4. 今後の展望

現在は、2019年上半期中の公表を目指し、公開草案を作成している。コメント募集期間(120日を予定)の後、コメント分析・再検討を経て基準修正案が最終化されていくことになる。

5. 終わりに

筆者が当オフィスへ赴任して半年強経過したが、日本からでもIFRS基準設定に本格的に参画できる素晴らしい環境が整備されていることを実感している。前回の「負債の分類」プロジェクト同様、今回紹介したプロジェクトは、ロンドン本部のシニアスタッフの的確な指導の下、当オフィスが主体的に関わっている。そのおかげで、初めてロンドンからシニアスタッフが来日して直接当オフィススタッフの指導にあたる等、頻りに両オフィスのスタッフが互いに行き来するようになったほか、また、当オフィスからビデオ会議システムを通じてIASB会議で発表するという、当オフィス設立以来の機会を得た。当オフィスの常勤テクニカルスタッフは現在2名と、限られたリソースではあるが、当オフィスにてテクニカル活動の実績を積み重ねることで、当オフィスのプレゼンス向上に貢献していきたい。

1 1989年公表の「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」(1989年版フレームワーク)、及び2010年公表の概念フレームワーク(2010年版概念フレームワーク)を指す。
2 2018年3月公表の「IFRS基準における概念フレームワークへの参照の修正」(Amendments to References to the Conceptual Framework in IFRS Standards)を参照。

「2019年度の事業計画」の概要

会計教育研修機構 専務理事・事務局長(公認会計士)

新井 武広

当法人は、2019年7月に10周年を迎えるに先立ち、組織運営や業務全般にわたり総点検を行った「組織運営の在り方検討プロジェクトチーム」による検討結果を踏まえて昨年3月に定款改正を行い、我が国の会計人材の育成、会計リテラシーの向上に貢献する組織であることを明確に打ち出すとともに、ガバナンス体制を大きく見直した。

本稿では、2019年度の事業計画における、役員・会計実務家研修、実務補習、CPE運営の各事業の取組みの要点を紹介します。

(1) 役員・会計実務家研修

2020年度の黒字化に向けて、魅力ある、質の高い教育・研修プログラムの充実を図るとともに、認知度向上のための施策の実施により、上場会社や個人の会員数の増加を図り、同事業の再構築を進める。

① 教育・研修プログラムの充実策

a. 教育・研修プログラム内容の充実

2018年7月に設けたフェローによる助言も踏まえ、日本基準のアドバンスプログラム(減損、企業結合、税効果会計等)、IT技術者向け会計・監査セミナー、新任役員向けセミナーを新設する。

b. IFRS適用企業の人材育成への貢献

IFRSの任意適用企業が約200社を数えることを踏まえ、関係諸団体の協力を得て、IFRSの実務に携わる財務諸表作成者を対象にしたアウトプット型研修を実施する。

c. 税理士対象セミナーの充実、各税理士会との連携強化

税理士のCPE認定研修の対象講座について、2018年度の実績と参加者のニーズを踏まえて、プログラムの内容を見直して実施する。

d. 会員の利便性向上の取組み

東京以外の地域でのセミナーの受講機会

を提供するため、ライブ配信、録画配信を継続するとともに、会員向けにeラーニングを導入する。

② 会員の増強等による収益増強計画

a. 認知度のアップのための施策

2019年7月に10周年記念シンポジウムを開催するとともに、引き続き、各地の証券取引所、経済団体、JICPA・地域会の協力を得て共催や後援セミナーを実施して、認知度アップに努める。

b. 上場会社や個人の会員増加に注力

セミナーの非会員参加者を中心に、首都圏の上場会社、中小監査法人、税理士法人、個人会計事務所等に積極的に勧誘活動を行い、法人会員と個人会員の増加に注力する。

c. 研修会収益確保のための対応

会員に対して、新規に開講するIT技術者向け会計・監査セミナーや新任役員向けセミナー等を「会員価格」で提供することなどを検討する。

(2) 実務補習事業

2019年度も、JICPAで2016年3月に取りまとめられた「実務補習の在り方検討プロジェクトチーム」報告書における実務補習の充実に関する提言の具現化に向けて取り組む。

① カリキュラムの抜本的見直しに向けた検討

カリキュラムの抜本的な見直し(実務補習期間3年間のカリキュラム構成のバランス、監査・会計、税務、経営、職業倫理の各教科の講義数、ゼミナール・ディスカッションの充実策、ライブ講義とeラーニング講義のバランス、必修科目の見直しなど)を2020年期入所生から全面適用すべく、今後2年間にわたり取り組んでいく。

② 教材内容の充実

教材内容の充実に向けた検討体制の整備を

行ったうえで、2019年11月から始まる2019年期生向けに会計教科及び監査教科の科目の教材を大きく見直す。その後、税務教科、経営教科及び職業倫理教科の各科目の抜本的な見直しを順次行っていく。

また、新たなビジネスゲームを構築し、2019年期生を対象にする冬期宿泊研修から導入する。

更に、教材のペーパーレス化を、カリキュラム・教材の見直しの中で双方向性の高い講義実施方法の検討に合わせて行っていく。

③継続生対策

所定の期間で修了考査受験要件を充足しない継続生に対しては定額受講制度(本科継続生)を引き続き実施する。

また、実務補習の継続の意思のない補習生等に対しては、実務補習協議会で審議を行い、実務補習規程上の懲戒規定を適用して退所とする。

④適切で円滑な業務運営

実務補習所の運営委員と事務局間での円滑な業務運営を図るため、課題研究報告書のデータでのやり取りなどのためのシステムを構築する。

また、今後のカリキュラムの抜本的見直しも考慮に入れ、複雑化している修了考査受験要件の充足状況を明示するため、成績管理システムの改修に着手する。

更に、各種の事務手続きを適切かつ効率的に行うため、講師等の謝礼やCPE取得単位申請などを一括して行うシステムを構築する。

上記のほか、実務補習協議会、全国実務補習所運営会議、カリキュラム・教材検討会、8支所運営委員長会議及び東京実務補習所の正副委員長会議などの円滑な運営、東海、近畿、九州の実務補習所及び8支所との緊密な連携のため、事務局の体制整備を図る。

⑤実務補習所間の交流

4実務補習所の実務補習生間の交流の機会を企画立案し、2019年期での実施を目指す。

(3)CPE運営

CPE運営事業では、JICPAとの「継続的専門研修制度に係る集合研修の共同開催等に関する合意書」に基づき、当法人は主に運営業務を担当しており、計数管理の徹底により経費削減に努める。

①CPEを完全無料化した場合を想定しての対応

JICPAにおいて、普通会費の値上げに合わせてCPEが完全無料化される方向性が示されていることを踏まえ、事務フローや運営業務に係る手数料の見直しの検討を行う。

②役員・会計実務家研修プログラムのeラーニング教材としての提供

「IFRSの考え方」(全3回)、「国際財務報告基準基礎講座」(全10回)、「会計基準実践講座」(全10回)を引き続き提供するほか、CPE教材として有益と考えられるものをeラーニング教材として提供する。

③運営コスト削減に向けた取り組み等

全国研修会の配信システムについて、費用対効果も考慮し、適切な方法への変更をJICPAと協力して検討する。

また、配付資料について、現行の紙媒体に限らず、電子データの活用も含め、JICPAと協力して抜本的な見直しを検討する。

(4)組織運営

①会計教育研修機構創立10周年記念事業の実施

2019年7月6日に創立10周年を迎えることを踏まえ、記念事業としてシンポジウム及び祝賀会を開催する。

②業務知識・業務遂行力・管理能力向上のための職員研修の実施

業務知識、業務遂行能力及び管理能力の向上を図るため、従来の自己啓発支援プログラムに加え、階層別の研修プログラムを設ける。

③ウェブサイトの内容の充実

企業、実務補習生、公認会計士などの属性に応じてアクセスしやすい環境整備と内容の充実を図る。

④海外における会計教育研修の調査の実施

欧米における上場会社の役員や実務家向けの会計・監査・税に関する教育研修プログラムの内容や双方向性の高い講義の実施方法に関する調査を行う。

以上が2019年度の事業計画の概要であるが、金融庁から実務補習機関の認定を受けた公共性の高い組織であることや、我が国の会計人材、会計リテラシーの向上に貢献する教育財団であるという、「当法人の社会的価値」を幅広い関係者に共有してもらおうべく、取り組んでまいりたい。

JFAEL 3つの事業の活動報告

役員・会計実務家研修について

役員・会計実務家研修では、体系的な教育プログラム、最新トピックセミナー、ワンストップ・セミナー、ディスカッションプログラム、税理士対象セミナー、役員・経営幹部向けセミナーの6つのプログラムを提供しています。

12月には、第3期となるディスカッションプログラム「[経営]と[現場]をつなぐ「会計力向上」ディスカッション・トレーニング講座」(全5回)がスタートし、4名程のチームで「売上債権」、「棚卸資産」、「M&A」をテーマとしたディスカッションを実施しました。様々な業種のメンバーが参加する中で、互いの意見をチームとしてまとめ上げ、その内容を発表するという過程を経て、会計上の論点を横断的に考える力とコミュニケーション能力を磨いています。

また、今年度から新シリーズとして開催しています「役員・経営幹部向けセミナー」では、企業経営に関する話題を取り上げて解説を行うセミナーを実施しており、「攻め」と「守り」の税務ガバナンス、「技術のコモディティ環境下における日本企業の知的財産戦略」、「事業経営と後継者の選考」などをテーマに開催しました。

I 2018年12月から2019年2月に開催した主なセミナー

[体系的な教育プログラム]

- ・バリエーションの基本と実務(全3回のうち1回) 講師:竹埜 正文氏(株式会社クリフィックスFAS 取締役)
- ・コーポレート・ガバナンス基礎講座(半日コース) 講師:箱田 順哉氏(公認会計士)
- ・国際財務報告基準(IFRS)基礎講座(全10回のうち4回) 講師:有限責任監査法人トーマツ
- ・法人税の税務調査で指摘されやすい事項から学ぶ税務調査対策など法人税実務の留意点(全3回) 講師:今井 康雅氏(税理士)
- ・国際課税基礎講座(全3回) 講師:税理士法人フェアコンサルティング
- ・会計基準実践講座(全10回のうち2回) 講師:EY 新日本有限責任監査法人
- ・IFRS入門講座(1日コース)[録画配信] 講師:橋本 尚氏(青山学院大学大学院 教授)

[最新トピックセミナー]

- ・監査報告書制度の見直しと会社役員 講師:弥永 真生氏(筑波大学大学院 ビジネス科学研究科 教授)
- ・金融商品取引法開示規制違反に係る課徴金勧告事例等について 講師:谷口 義幸氏(金融庁証券取引等監視委員会事務局 開示検査課長)
- ・IFRS第17号「保険契約」の概要と最近の議論 講師:三輪 登信氏(有限責任あずさ監査法人 パートナー)
- ・日本企業が取り組むべきグローバルタックスマネジメントの方向性 講師:神津隆幸氏(KPMG税理士法人 パートナー)
- ・2019年度(平成31年度)税制改正セミナー 講師:佐々木 浩氏(PwC税理士法人 審査室長 パートナー、税理士)
- ・取締役(社外取締役)の義務と責任について～近時の動向を踏まえて～ 講師:上村 達男氏(早稲田大学法文学部 法学部 教授)

[税理士対象セミナー]

- ・税理士が知っておきたいバリエーションの基本と実務 講師:竹埜 正文氏(株式会社クリフィックスFAS 取締役)
- ・事業承継税制等について 講師:庄司 範秋氏(税理士)

[役員・経営幹部向けセミナー]

- ・「攻め」と「守り」の税務ガバナンス 講師:PwC税理士法人・弁護士法人
- ・技術のコモディティ環境下における日本企業の知的財産戦略 講師:鮫島 正洋氏(弁護士・弁理士)
- ・事業経営と後継者の選考 講師:富山 和彦氏(株式会社経営共創基盤 代表取締役CEO)
- ・法改正の動向を含めた内部通報制度の最新事情について 講師:山口 利昭氏(弁護士)

[ディスカッションプログラム]

- ・「経営」と「現場」をつなぐ「会計力向上」ディスカッション・トレーニング講座(全5回のうち3回) 講師:若松 弘之氏、布施 伸彰氏(公認会計士)

[実務補習生向けセミナー]

- ・「会計プロフェッションの倫理・懐疑心と覚悟」 講師:八田 進二氏(青山学院大学名誉教授/大原大学院大学教授)

II セミナー開催実績(2018年4月～2019年2月)

(人)

	企業の方	公認会計士	実務補習生	[合計]
体系的な教育プログラム(ライブ講義40回・配信14回)	2,347	821	120	[3,288]
最新トピックセミナー(ライブ講義16回・配信14回)	607	661	25	[1,293]
ワンストップ・セミナー(ライブ講義3回・配信12回)	136	249	4	[389]
役員・経営幹部向けセミナー(ライブ講義7回)	76	95	4	[175]
ディスカッションプログラム(ライブ講義3回)	19	7	—	[26]
実務補習生向けセミナー(ライブ講義4回)	—	—	456	[456]
[合計]	[3,185]	[1,833]	[609]	[5,627]

※配信・・・ライブ配信及び録画配信

(役員・会計実務家研修グループ:三船)

※上記のほか、税理士対象セミナーをライブ講義で9回開催し、310名の方々にご参加いただきました。

実務補習について

2018年11月の公認会計士試験合格発表後、全国の実務補習所及び支所において開催された「入所ガイダンス」及び「入所式」を経て、2018年12月補習生として「1,288名」の新入所生を迎えました。

新入生である第1学年(J1)では、監査手続を中心とした講義を実施し、2月下旬には全国の実務補習所で1泊2日の冬期宿泊研修を実施しました。宿泊研修では「ビジネスゲーム」を実施し、3名～4名で編成された各社が割り振られた市場の中で業績を競うことを通じ、企業経営における意思決定を体験し、各種経営指標の活用や財務諸表の読み方の理解を深めました。

第2学年(J2)では監査意見や内部統制といったテーマでの講義及びゼミナールを実施するとともに、特別講義として、各実務補習所所在地の証券取引所等から講師をお招きし、コーポレート・ガバナンス・コードやIFRS適用状況を含め、株式上場制度に関する最新トピックをご講演いただきました。

第3学年(J3)では、職業専門家として不正を見抜く力を養うことを目的とし、監査事例研究(ゼミナール)を行うとともに倫理教育の充実の一環として、廣本敏郎公認会計士・監査審査会会長を講師にお招きし、会計プロフェッションとしての使命を再度強く認識させることを目的とした特別講義「公認会計士の使命～国際社会の期待に応えるために～」の2科目を「必修科目」として実施しました。そのほか、株式会社経営共創基盤の富山和彦CEOをお招きし、数々の企業再生に携わってきた強力なリーダーシップを持った経営者の視点から、これからの会計プロフェッションに何が必要なのかをご講義いただく予定です。

また、2月から3月にかけて、前期実施の各講義科目の理解度を測るため、各学年で前期日程の考査を実施予定です。

実務補習生数の推移(2017年期末までは3月末、2018年期末は2018年2月末時点) (人)

	2010年期末	2011年期末	2012年期末	2013年期末	2014年期末	2015年期末	2016年期末	2017年期末	2018年期末
全国	6,320	5,016	4,471	3,799	3,459	3,195	3,097	3,210	3,447
(J1)	(1,902)	(1,443)	(1,311)	(1,153)	(1,088)	(1,039)	(1,096)	(1,214)	(1,288)

※第1学年(J1)から第3学年(J3)までの人数である。

(参考:2018年期末内訳)各実務補習所の学年別実務補習生数(2019年3月1日現在) (人)

	J1(2018年期末)	J2(2017年期末)	J3(2016年期末)	[合計]
東京実務補習所(支所を含む)	941	864	747	[2,552]
東海実務補習所	73	70	47	[190]
近畿実務補習所	238	194	185	[617]
九州実務補習所	33	28	24	[88]
[合計]	[1,285]	[1,156]	[1,003]	[3,447]

(実務補習グループ:松藤)

継続的専門研修について

公認会計士としての資質の維持・向上及び公認会計士の監査環境等の変化への適応を支援するために、日本公認会計士協会(以下「協会」という。)の会員には、継続的専門研修制度(CPE=Continuing Professional Education、以下「CPE研修」という)が公認会計士法に基づき義務付けられています。

弊財団は、このCPE研修を協会と共同開催しており、主に運営面を担当しています。具体的には、研修会参加申込みの受付、講師との連絡及び調整、研修会当日の会場運営及び参加者の受付事務を行い、後日、研修参加者への参加料の請求事務を行っております。また、CPE研修会をeラーニング教材としての販売(制作から配信、購入者への購入代金請求事務)や集合研修CD-ROM教材の販売(申込みの受付から制作、配送、購入者への代金請求事務)を行っています。

また、2017年4月からCPE研修会の共同開催の適用範囲を広げ、協会の各種会議体(税務業務部会、組織内会計士協議会、中小監査事務所連絡協議会、社外役員会計士協議会、女性会計士活躍推進協議会)が企画している集合研修の運営面も担当しています。

I 2018年12月から2019年2月に開催したCPE研修会

<倫理等>

- ・改正倫理規則等の概要について一違法行為への対応、ローテーション等
- ・公認会計士の職業倫理について一最近の相談事例等を踏まえて一

<会計>

- ・IASB「基本財務諸表」プロジェクト動向
- ・IFRS第16号「リース」

<監査>

- ・監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針等の解説
- ・監査提言集の解説～「確認」「継続企業の前提」ほか～
- ・社会福祉法人監査のための基礎知識

<税務>

- ・ICTの活用によるスマート税務行政の動向
- ・最近の租税判例等における問題点と疑問点の検証～疑問判決の要因を分析する～
- ・平成31年度 税制改正大綱の解説

<コンサルティング>

- ・経営者保証に関するガイドライン～Q&Aの解説と経営者保証に依存しない融資のために公認会計士に求められる役割
- ・PEファンドから学ぶM&Aの投資プロセスと投資先管理の実務(組織内会計士協議会)

<組織環境>

- ・監査法人?事業会社? 自分らしく生きるための会計士の多様なキャリアパス
- ・全社的リスクマネジメントと社外役員の役割(社外役員会計士協議会)
- ・IRの実務～決算説明会、海外IRなどにおける機関投資家との対話の実務、その現状と問題点(組織内会計士協議会)

<スキル>

- ・人生100年ライフとキャリアの多様性(女性会計士活躍促進協議会)
- ・ロジカルシンキング基本講座

II CPE研修会の分野別の開催実績(2018年4月～2019年2月) (回)

倫理等	会計	監査	税務	コンサルティング	組織環境	スキル	[合計]
8	12	32	43	10	11	8	[124]

(継続的専門研修グループ:小久保)

2019年度セミナー開催プログラム概要

○体系的な教育プログラム

会計、税務、コーポレート・ガバナンスに関して基礎から体系的に学習することを目的としたセミナー。

IFRS入門(1日コース)／IFRSの考え方(全3回)／国際財務報告基準(IFRS)基礎講座(全10回)／バリュエーションの基本と実務(全3回)／会計基準実践講座(全10回)／消費税の実務(全2回)／法人税基礎講座(全3回)／税務調査で指摘されやすい事項から学ぶ法人税実務(半日コース)／連結納税制度の概要と実務上の留意点(全3回)／国際課税基礎講座(全3回)／ビジネスプランニング入門(1日コース)／コーポレート・ガバナンス基礎講座(半日コース)を開催予定。

◎2019年度から新たに開講

会計基準アドバンストコース(全5回)／ケースで学ぶ経営戦略(全4回) など

○最新トピックセミナー

旬な話題を取り上げて解説を行うセミナー。

IFRS第9号(金融商品)の実務／IFRS第17号(保険契約)の概要と最近の議論／収益認識基準の実務／収益認識会計基準に係る税務上の取り扱いについて／消費税改正について／税務訴訟／2020年度税制改正動向／金融商品取引法開示規制違反に係る課徴金勧告事例等について／取締役会の評価についてなどを開催予定。

○ワンストップ・セミナー

年に2回、企業活動において重要なテーマについて、会計、監査、税務、経営、法務など様々な視点から解説を行うセミナー。

○ディスカッションプログラム

4～5名を1グループとした受講者同士でのディスカッション方式を採用したアウトプット型のセミナー。

「経営」と「現場」をつなぐ「会計力向上」ディスカッション・トレーニング講座(全5回)を開催予定。

◎2019年度から新たに開講

IFRS実務に携わる方を対象としたディスカッションプログラム

○税理士対象セミナー

税理士登録者を対象に、会計、税務等に関する専門的な知識の向上を図ることを目的として、東京税理士会、千葉県税理士会、関東信越税理士会、東京地方税理士会の認定研修として実施するセミナー。

○役員・経営幹部向けセミナー

企業経営に関するタイムリーな話題を取り上げ、役員および役員候補、幹部候補の方々の会計リテラシーの向上に資するセミナー。

【以下、2019年度新設プログラム】

○新任役員向けセミナー

新任取締役および新任監査役等を対象とした会計リテラシーやM&Aリテラシーの向上に資するセミナー。

取締役・監査役の実務／最近の不正事例から考える内部統制・法令順守／役員に必要とされる会計リテラシー／役員に必要とされるM&Aリテラシーなどを開催予定。

○IT技術者向け会計・監査セミナー

企業の内部監査部門や監査法人のIT技術者を対象とした会計・監査の基礎セミナー。

JFAEL セミナーのご案内 (2019年4月～)

体系的な教育プログラム

● 会 計

【IFRS入門講座(1日コース)】		講師:橋本 尚(青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 教授)	
本講義では、IFRSを初めて学ぶ人を対象に、丸一日で集中的に、①IFRSの基本的な考え方(原則主義、財務報告に関する概念フレームワークなど)、②主要なIFRSの概要(収益認識など)、③IFRS財務諸表の読み方のポイントについて、基礎からわかりやすく解説し、IFRSの全体像の把握を目指します。			
① IFRSの基本的な考え方(原則主義など)	(2019年6月中)	①10:30~12:00	東 京
② 主要なIFRSの概要(収益認識など)		②13:00~14:30	
③ IFRS財務諸表の読み方のポイント		③14:45~16:15	

【会計基準実践講座】(全10回)		講師:EY新日本有限責任監査法人	
会計基準を経理・決算実務に適用していくにあたっては、単に会計基準の定めを当てはめるのではなく、会計基準が設定された背景やその考え方を十分に理解し、それぞれの定めを実務における取引に適切に用いていくことが求められてきます。本セミナーでは、経理・決算実務において実践的に生かしていただくために、会計基準のコンセプト、フレームワークを学んだ上で、それぞれの定めを実務にどのように当てはめていくのか、ケーススタディや設例も用いながら学習します。また、各回のポイントは「確認テスト」という形で復習することで知識の定着を図るとともに、実践力を身に付けることを目指します。			
第4回「金融商品会計②(ヘッジ会計)」	2019年5月27日(月)	18:30~20:30	東 京
第5回「固定資産減損会計」	2019年6月14日(金)		
第6回「収益認識」	2019年6月21日(金)		
第7回「企業結合会計①(総論・共通支配下の取引)」	2019年7月4日(木)		
第8回「企業結合会計②(取得)」	2019年8月30日(金)		
第9回「連結会計」	2019年9月2日(月)		
第10回「引当金(資産除去債務を含む)」	2019年9月20日(金)		

【会計基準アドバンスコース】(全5回)		講師:EY新日本有限責任監査法人	
企業が財務報告目的で正しく会計処理するためには、会計基準の定めをその背景や考え方も含めて深く理解することが大切になってきます。しかしながら、例えば企業結合のような複雑な会計処理や、税効果(繰延税金資産の回収可能性)、固定資産や子会社株式の減損といった経営者による「会計上の見積り」が求められるような会計処理では、実践力をより身に着けるために、多くの事例に当たって、事例に即した対応力を備えておくことが重要です。			
そこで、2019年2月に開講した「会計基準実践講座(全10回)」よりもう一步実務に踏み込んだ「会計基準アドバンスコース(全5回)」を開講することとしました。具体的には、一定の経理知識や経験がある方を対象として、ケーススタディや実務上の論点をふんだんに織り込みながら、実務に即した講義を実施する予定です。			
第1回「企業結合会計①」	2019年7月2日(火)	13:30~16:00	東 京
第2回「企業結合会計②」	2019年7月8日(月)		
第3回「固定資産減損会計」	2019年8月30日(金)		
第4回「税効果会計」	2019年9月6日(金)		
第5回「関係会社の業績悪化時の論点(個別・連結)」	2019年9月11日(水)		

※こちらのご案内は、現時点の予定です。今後、追加・変更になる場合がありますので、最新情報はウェブサイトをご確認ください。

こちらのご案内は、現時点の予定です。
最新情報は、ウェブサイトに掲載いたします。

JFAEL

JFAELニューズレター -第24号-

2019年3月28日発行

発行人 関根 愛子
 発行 一般財団法人 会計教育研修機構 (JFAEL)
 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-7
 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー5F
 Tel: 03-3510-7860 Fax: 03-3510-7866
 WEB: <http://www.jfael.or.jp/>





～会計教育財団として、我が国の会計人材の育成・会計リテラシーの向上を目指す～